

2020年1月22日

加盟団体

専務理事、事務局長、アンチ・ドーピング委員各位

日本オリンピック委員会  
日本パラリンピック委員会  
日本アンチ・ドーピング機構  
(公印省略)

2021年1月1日からの居場所情報規則違反の厳格化について

平素より、アンチ・ドーピング活動にご尽力とご協力を賜り、御礼申し上げます。

居場所情報に関連した運用について、以下の通りご連絡申し上げます。

東京2020大会まで200日を切り、国際競技連盟等からの指示による競技会外検査の実施の可能性が増大する状況にあります。ついては、下記事項に留意のうえアスリート及び関係者への対応の徹底をお願い申し上げます。

記

1. 2021年版の世界規程、及び国際基準が2021年1月1日より発効となり、居場所情報管理に係る運用が厳格化される旨が指摘されている。
2. 1時間枠内の検査において、検査員がアスリートと会えない場合には、「検査未了 (Missed Test)」となる。これに加え、1時間枠以外の活動を登録した時間帯で実施される検査においても、検査員がアスリートと会えない状況が発生した場合については、正確な情報が提出されていないとして「提出義務違反 (Filing Failure)」がカウントされることとなる。
3. 「検査未了 (Missed Test)」と「提出義務違反 (Filing Failure)」が、国際基準に基づく居場所情報関連義務違反として扱われると、これらの合算で居場所情報義務違反が3回に達した場合には、資格停止処分が下されることとなる。

※居場所情報の提出対応については、別添資料を参照ください。

【問い合わせ先】

日本アンチ・ドーピング機構

検査部 [testing@playtruejapan.org](mailto:testing@playtruejapan.org)

## 《別添》

登録検査対象者リスト（RTP／TP）に登録されている競技者は、自らの居場所を特定できる「居場所情報」を提出する義務があり、ADAMS 及び、Athlete Central を通して、決められた期間の居場所情報を期日までに提出するとともに、常に最新の情報に更新する義務がある。

競技者が提出すべき居場所情報は、以下の通りであり、これらの情報が提出されない場合、または、提出された情報が正確でないと判断された場合には「提出義務違反（Filing Failure）」となることがある。

- 60分時間枠（5:00～23:00の間でアスリートが1日1回指定する時間と場所）
- 宿泊先（その日の夜に宿泊する場所）
- トレーニング、練習を行う場所 / 日時
- 競技会（参加する競技会、試合、大会の場所 / 日時）
- その他（リハビリや通学など上記以外の予定）

### 《注意》

- 競技者が、60分時間枠に指定した時間と場所で検査に応じない、検査員と選手が会えなかった場合は、「検査未了（Missed Test）」となる。
- 提出期限までに居場所情報が提出されない、または提出された居場所情報が正確ではないと判断された場合には「提出義務違反（Filing Failure）」となることがある。